

2023.01.04

ESG リスクトピックス <2022 年度第 10 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

今月のトピックス

<気候変動>

OCOP27 が開催、国連総長「企業のグリーンウォッシュ許さず」強いメッセージ示す

（参考情報：2022 年 11 月 8 日付 国際連合 HP：

<https://www.un.org/sg/en/content/sg/statement/2022-11-08/secretary-generals-remarks-launch-of-report-of-high-level-expert-group-net-zero-commitments-delivered>

2022 年 11 月 10 日付 国際連合 HP：

<https://www.un.org/en/delegate/%E2%80%98zero-tolerance-greenwashing%E2%80%99-guterres-says-report-launch>

2022 年 11 月 8 日付 国際連合 HP：

<https://www.un.org/en/climatechange/high-level-expert-group>

2022 年 11 月 22 日付 外務省 HP：

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1_001420.html）

国連のグテーレス事務総長は 11 月 10 日、エジプトのシャルム・エル・シェイクで同月 6 日から開催の国連気候変動枠組条約第 27 回締約国会議（COP27）で、企業などが実態と異なるにもかかわらず温室効果ガス排出の削減やネットゼロを装ったり、宣伝する“グリーンウォッシュ”を「一切許容しない」とする強いメッセージを表明。併せて、専門家グループによる報告書を公表し、その中で信頼性のあるネットゼロを誓約するための 10 項目の推奨事項を示した。

報告書*は、「非国家主体によるネットゼロ排出宣言に関するハイレベル専門家グループ」が、企業や自治体などの非国家主体が行うネットゼロ誓約のあり方の指針をまとめたもの。同グループはグテーレス事務総長が COP26 で設立した。当時、各企業や団体が発表する温室効果ガスの排出削減目標やネットゼロ誓約について、言葉の意味や評価基準が異なるため、信憑性が損なわれ、混乱が生じていた。設立以降、言葉の定義や測定方法を統一し、より強固なネットゼロ基準を設定することを目的として活動してきた。

報告書に盛り込まれた 10 の推奨事項（本記事末尾に内容を記載）は、信頼性と説明責任を備えたネットゼロ誓約を行うための「ハウツー」といえる。同報告書はあくまで勧告だが、国連が主導していることから、デファクトスタンダード化することが予想され、企業は早晩対応を迫られる可能性が高い。

推奨事項は、ネットゼロ誓約はすべての業務およびバリューチェーン全体を対象にすること、世界の平均気温上昇を産業革命以前対比 1.5℃ に抑制する温室効果ガス排出モデル経路（1.5℃モデル経路）に沿った、第三者によって検証された方法論に従うこと、中間目標や脱炭素移行計画を含めて公表することなどが含まれており、要求水準は高い。しかしながら、同報告書の推奨事項の大半は、これまでも Science Based Targets（SBT）、CDP、Climate Action 100+（CA100+）**などの既存の主要な目標策定および情報開示の枠組みにおいて求められてきたことである。これ

を機に企業は改めてこの推奨事項に照らして自社の取り組み状況を点検し、目標および計画を見直すことが期待される。

報告書の発表に当たり、事務総長自らが登壇。ネットゼロ誓約を掲げる非国家主体が増加していることを歓迎しつつも、「ネットゼロへのコミットメントは単なる広報活動ではあり得ず、不十分なネットゼロ誓約によるグリーンウォッシュは一切許容されない」と断じた。その上で、既存の自主的なイニシアチブやネットゼロを約束する CEO や自治体首長などの非国家主体のトップを念頭に、COP28 までに自らのネットゼロ指針をこれら推奨事項に沿う形に修正するように要請した。同時に各国政府に対しては、非国家主体に公平な競争条件を提供し、これらの自発的な取り組みが「ニューノーマル」となるように後押しすべきだと述べた。

一方、COP27 では 20 日の閉幕までに、「シャルム・エル・シェイク実施計画」が採択された。同実施計画は、昨年の COP26 で採択された「グラスゴー気候合意」の内容を踏襲しつつ、「緩和」「適応」「ロス&ダメージ（気候変動の悪影響に伴う損失および損害）」「気候資金」等の分野で、締約国の気候変動対策の強化を求める内容となっている。

とりわけ「ロス&ダメージ」については、その影響を大きく受ける途上国を支援するための先進国による基金の設立が盛り込まれた。次回の COP28 で基金の運用について検討と採択が行われるとされている。一方、COP27 の主要議題のひとつだった「2030 年までの緩和の野心と実施を緊急に高めるための『緩和作業計画』」は、最終的に採択はされたものの、各国の立場や意見の違いによって、内容にグラスゴー気候合意からの大幅な前進は見られなかった。

< 専門家グループによる報告書の 10 の推奨事項 >

No.	推奨事項	概要
1	ネットゼロ誓約の公表	非国家主体のトップが公に宣言し、ネットゼロが発表だけでなく行動に基づいていることを保証しなければならず、ネットゼロは達成後も維持されなければならない
2	ネットゼロ目標の設定	IPCC の 1.5 °C モデル経路に整合するよう、バリューチェーン全体について 2025 年に最初の目標を設定し、その後少なくとも 5 年ごとに短期目標を設定すべきである
3	自発的クレジットの利用	バリューチェーン全体の排出削減を優先したうえで（オフセットの短期目標への計上は推奨されない）、炭素クレジットの購入により、年間排出量の未削減部分をオフセットすべきである
4	移行計画の作成	すべての目標を達成するために実施される行動を示す包括的で実行可能なネットゼロ移行計画を公に開示しなければならず、5 年ごとの見直しと毎年の進捗報告がなされるべきである
5	化石エネルギーの段階的廃止と再生可能エネルギーの拡大	ネットゼロ誓約には、IPCC および IEA の 1.5 °C モデル経路に沿って、化石燃料の使用と支援を終了することを目的とした特定の項目が含まれるべきである
6	ロビー活動とアドボカシーの連携	ネットゼロ目標に向けて、各事業団体への加盟状況を公表するとともに積極的な気候変動対策を求めるロビー活動を行い、移行計画には具体的な政策と規制の概要を示すべきである
7	公正な移行における人と自然	遅くとも 2025 年までに森林破壊と泥炭地の消失を排除し、残った自然生態系の転換を回避するようなサプライチェーンを達成し、維持しなければならない

8	透明性と説明責任の強化	ネットゼロ目標の進捗状況を、比較可能なデータとともに毎年開示し、標準化された形式で公開プラットフォームを介してUNFCCC 世界気候行動ポータルに報告しなければならない
9	公正な移行への投資	金融機関や多国籍企業は、公正な移行フレームワークなど、脱炭素化と再生可能エネルギーへの足掛かりを提供するための開発途上国主導のイニシアチブに参加すべきである
10	規制への道のりの加速	規制当局は厳格性、一貫性、競争力を確保するために、ネットゼロ誓約、移行計画、情報開示等の分野の規制や基準を策定すべきであり、影響力の大きい企業排出者から始めるべきである

* 報告書名は“INTEGRITY MATTERS: NET ZERO COMMITMENTS BY BUSINESSES, FINANCIAL INSTITUTIONS, CITIES AND REGIONS”

** 世界の機関投資家団体および国連責任投資原則（PRI）の主導で2017年9月に設立されたイニシアチブ。
2022年12月現在、温室効果ガス排出量の多い世界の166の企業に対し、気候変動に係るガバナンスの改善、バリューチェーン全体の排出量削減、TCFDに沿った開示の強化を要請している。

<情報開示>

○サステナビリティ情報の有報記載、23年3月期から義務化へ

（参考情報：2022年11月7日付 金融庁 HP：

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20221107/20221107.html>）

2023年3月期以降の有価証券報告にサステナビリティ取り組みの記載が義務化される公算が高まった。金融庁が11月7日に公表した企業内容等の開示に関する内閣府令の改正案で適用時期が示された。同改正案への意見募集は12月7日で終了。同庁が改正を公布すれば、義務化が確定する。

今回の府令改正では、サステナビリティ情報について、下記項目の記載の拡充が求めている。基本的には、今年7月公表の金融審議会ディスクロージャーワーキンググループ報告（WG報告）で示された内容を踏襲している。

- サステナビリティに関する考え方および取り組み
- 人的資本、多様性に関する開示

「サステナビリティに関する考え方および取り組み」は記載欄自体が新設。具体的には、サステナビリティ取り組みに関する「ガバナンス」「リスク管理」「戦略」「指標および目標」の4つの要素からなる枠組みでの開示が提示された。この枠組みは、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）から引き継いだものだ。サステナビリティ情報開示のグローバル基準を策定中の国際サステナビリティ基準委員会（ISSB）もTCFDを踏襲する見込みのため、国際的な比較可能性が考慮された。なお、今回の改正府令では、「ガバナンス」と「リスク管理」の開示は全企業が必須の一方、「戦略」「指標および目標」は「重要なものについて記載すること」と、企業の裁量に任される表現になった。

一方、人的資本および人材の多様性については、「戦略」「指標および目標」に所定の情報の記載が必須になった。

＜「サステナビリティに関する考え方および取り組み」欄の記載内容＞

※太字の内容は記載が必須

ガバナンス	サステナビリティ関連のリスク・機会を監視・管理するためのガバナンスの過程・統制・手続き
リスク管理	サステナビリティ関連のリスク・機会を識別・評価・管理するための過程
戦略	短・中・長期の観点で経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク・機会に対処するための取り組み 人的資本・人材の多様性 人材の多様性確保・人材育成の方針、社内環境整備に関する方針（例えば、人材の採用・維持、従業員の安全・健康等）
指標および目標	サステナビリティ関連のリスク・機会に関する実績を長期的に評価・管理・監視するために用いられる情報 人的資本・人材の多様性 「戦略」に記載した方針に関する指標の内容、当該指標を用いた目標・実績

「人的資本、多様性に関する開示」については、上記新設欄での記載のほか、既存「従業員の状況」に「女性管理職比率」、「男性の育児休業取得率」「男女間賃金格差」の3項目について、データなどの開示が追加された。いずれも女性活躍推進法が公表を求める事項で、同法の開示要件に該当しないグループ会社は、有報開示も対象外となる。

今回の改正案は、人的資本以外のテーマの開示内容について触れていない。ただし、気候変動に関しては、WG 報告が、4つの枠組みでの開示や「指標・目標」での Scope 1・2 の温暖化ガス排出量の積極的な開示に言及していることなどを踏まえると、有報開示でも対応が望ましいだろう。また、気候変動以外のテーマについても、府令改正案と併せて公表された「記述情報の開示に関する原則（別添）～サステナビリティ情報の開示について～」で、テーマ例として「環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティ」が挙げられている。開示の内容については、例えば、ISSB 基準に対応した国内基準を日本サステナビリティ基準委員会（SSBJ）が検討するなどの動きがあるものの、どの程度の具体性が示されるかは現状では明らかではない。そのため、各社は、自社への財務的影響などの重要性（マテリアリティ）を熟慮し、開示内容を決める必要がある。

なお、今回の改正府令ではコーポレートガバナンス関連情報の拡充も含まれている。

【参考】「マテリアリティ」の解説は、当社のサステナブル経営レポート第17号＜2023年1月＞をお読みください。

<人権>

○技能実習・特定技能両制度、本格的見直しへ有識者会議が初会合、人権侵害防止が目的

(参考情報：2022 年 12 月 14 日 出入国在留管理庁 HP：

https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00034.html)

法務省の外国人の技能実習制度・特定技能制度の見直しを検討する有識者会議が 12 月 14 日、初会合を開いた。技能実習生への給与の不払いや劣悪な就労環境など頻発する人権侵害の防止が目的。両制度の施行状況を検証、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、2023 年秋に最終報告をまとめて関係閣僚会議へ提出する。

初会合では両制度の在り方に関する論点を示された。制度の存続や再編も含め、外国人労働者の受入れの方向性を検討する。外国人との共生を目指す上で、人権侵害の防止が重要な論点となっている。

主な論点		関連して生じている問題
技能実習制度と特定技能制度の制度趣旨について		
制度目的と実態を踏まえた技能実習制度の在り方（制度存続、再編可否含む）		技能習得が必要という名目が維持されるため、認定された技能実習計画に縛られ、 <u>転籍の自由はない</u> 。技能実習生の在留基盤が受入れ先に依存し、雇用主との間に <u>支配従属関係が生じやすい</u> 。そのため <u>安全基準違反・長時間労働・残業代未払</u> などが発生しやすい構造。また家族との同居が不可
外国人が成長し、中長期的に活躍できる制度の構築		一定期間の人手不足を廉価で補うための労働力として扱われている
人権侵害の防止、外国人にも日本にもプラスとなる仕組みとするための方策について		
転籍の在り方（技能実習）		転籍は不可であり、 <u>受入れ先に依存せざるを得ない構造</u>
監理監督や支援体制の在り方 ・監理団体や登録支援機関の監査及び支援の在り方 ・送出機関や送出しの在り方（入国前の借金負担軽減策含む） ・外国人の日本語能力の向上に向けた取組		監理団体や登録支援機関による監理体制や相談・支援体制が十分でない。受入れ先が監理団体・登録支援機関に支払う費用負担が、 <u>間接的に在留外国人に転嫁され低賃金となる</u> 送出機関、ブローカーの中間搾取により、半数の外国人が来日時に <u>借金を抱えている</u> 日本語能力不足により <u>意思疎通が困難</u>

2 つの制度は異なる目的のために創設された。技能実習制度は労働力確保のためでなく、人材育成を通じた開発途上地域への「技能・技術・知識の移転による国際協力を推進すること」を目的として 1993 年に創設された。一方、特定技能制度は 2019 年創設で、深刻な人手不足対策として、国内人材を確保することが困難な産業分野で「一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れること」が目的だ。

しかし当初の目的と実態が乖離している。技能実習制度では、多くの受入れ企業が「労働力不足の穴埋め」として使用しているのが現状だ。在留外国人労働者約 173 万人（21 年 10 月末時点）の約 2 割を占め、実際の労働力として期待されている面が明らかとなっている。特定技能制度では、技能実習 2 号修了者は一定試験が免除されて容易に特定技能制度へ移ることができるため、特定技能制度在留外国人の約 8 割が技能実習生からの移行者が占めている。実質的に技能実習制度の延長制度として機能している。

【両制度の概要】

	技能実習制度（団体監理型）	特定技能制度（1号）
目的	国際貢献のため、開発途上国等の外国人を受入れ、OJTを通じて技能を移転するもの	人手不足への対応として、特定分野に限り一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受入れるもの
制度創設	1993年	2019年
在留人数 (2022年6月末)	約33万人	約9万人
在留期間	技能実習1号：1年以内 技能実習2号：2年以内 技能実習3号：2年以内 合計で最長5年	特定技能1号：通算5年 (特定技能2号は上限無し、一定期間ごとに更新)
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識・経験が必要
入国時の試験	原則なし	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号修了者は試験等免除)
送出機関	外国政府の推薦または認定を受けた機関	なし
監理団体	あり	なし
登録支援機関	なし	あり
転籍・転職	原則不可	同一業務区分内で、原則可能
家族帯同	基本的に不可	特定技能1号：基本的に不可 特定技能2号：条件を満たせば可能
実質的な位置づけ	目的に係らず、実態は労働力確保のために使用	技能実習制度からの移行者が約8割と、実質的に技能実習制度の延長制度

(有識者会議資料より弊社作成)

日本経済にとって欠かせない労働力であるにもかかわらず、両制度に関連した低賃金、賃金未払、長時間労働、安全基準違反など「人権侵害」「強制労働」の批判が国内外から挙げられている。

多くの技能実習生は母国の送り出し機関で求職し、日本の監理団体を通じて実習先の企業と雇用契約を結んでいるケースが大半。送り出し機関による高額な保証金の徴収、悪質なブローカーによる中間搾取なども影響し、半数以上は借金をして来日している。そのため実習先で不当な扱いを受けても多くの場合、仕事を失う恐れから泣き寝入りするしかない状態となり、人権侵害の温床とも言われている。失踪する人は後を絶たず、2021年における技能実習生の失踪者数は7,000人を上回った。特定技能制度においても、実質的には技能実習制度の延長制度であり、技能実習制度に係る人権侵害問題は解消されない。

米務省は22年7月、人身取引報告書で技能実習制度における労働搾取の人身取引被害が引き続き起きていると批判。一方、国連・自由権規約委員会は22年11月、技能実習制度を強制労働や性的搾取の温床になっている指摘した。

両制度の見直しが進み、人権侵害が生じやすい構造が改善されたとしても、実際に受け入れる企業側の姿勢・対応が変わらなければ、人権侵害は無くならない。

日本政府が今年9月に策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」では、外国人労働者を人権侵害の防止に「特別な注意を払うべきである」と強調しており、受け入れ企業や地域社会も今回の制度見直し論議を契機に、人権意識を高める必要がある。人権侵害の救済対象をサプライチェーンまで広げている企業は依然少数だが、企業が自社の影響範囲内での人権侵害の有無を洗い出し、必要な対策を講じる人権デューデリジェンスの対応

を充実させることがますます重要となる。

<ステルスマーケティング>

○ “ステマ” を不当表示に指定へ、消費者庁検討会が報告書案を公表は約 60%

(参考情報：2022 年 11 月 29 日付 消費者庁 HP：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/meeting_materials/assets/representation_cm_s216_221128_04.pdf)

消費者庁は 11 月 29 日、ステルスマーケティング（ステマ）の規制強化に向けた報告書案を公表した。報告書は「ステルスマーケティングに関する検討会」の議論をまとめたもの。ステマを不当景品類及び不当表示防止法（景表法）による規制対象の「不当な表示」に新たに指定することなどを提案した。

ステマは、事業者自らが依頼した広告であることを隠し、自社の商品やサービスについて著名人等の第三者があたかも自身の経験に基づき評価・推奨を投稿させるといった行為を指す。著名人が SNS で発信する情報が疑われ、問題化するケースがたびたび生じている。景品表示法では、ステマによる表示が優良誤認（5 条 1 号）、有利誤認（5 条 2 号）に該当しない限り規制の対象とはなっていない。そのため、ステマにより消費者において誤認が生じ、商品を自主的かつ合理的な選択が阻害されるといった問題が生じている。こうした状況を踏まえ、消費者庁は本検討会を設置し、ステマの実態を把握するとともに、規制の必要性とその必要性がある場合の具体的な規制の在り方について 22 年 9 月から検討を進めてきた。

今回、検討会においてはステマに対して景品表示法による規制の必要性があると結論づけた上で、具体的な規制の在り方について以下のとおり整理した。

<具体的な規制の在り方>

検討項目		主な意見
ア	具体的な規制の在り方の基本的な方向性	・規制の基本的な方向性については、一般的・包括的な規制が妥当である。
イ	不当表示の類型	・景品表示法第 5 条 3 号（不当な表示）の告示に新たに指定することが妥当である。
ウ	規制対象となる表示（媒体）の範囲	・規制対象となる表示（媒体）の範囲は限定しないことが妥当である。
エ	運用基準の必要性	—
	（ア）運用基準の策定の必要性	・事業者の予見可能性を高めるための運用基準等の策定の必要性がある。
	（イ）広告であることの明瞭な表示の仕方	・表示方法に関しては、一般消費者が事業者の表示であることを判別できるものであれば問題とはならない。
	（ウ）表示主体性についての考え方の明示	・運用基準を作成するに当たっては、インフルエンサーなどの第三者を利用する場合の表示主体性についての考え方もある程度明らかにする必要がある。

出典：検討会報告書案に基づき弊社にて作成

「イ 不当表示の類型」として、検討会においては、景品表示法第5条第3号の告示に新たに指定することが妥当とされたが、その告示案として以下が示された。

＜告示案＞

事業者が自己の供給する商品または役務の取引について行う表示であって、一般消費者が当該事業者の当該表示であることを判別することが困難であると認められるもの。

また、告示案の考え方を示した運用基準の方向性は以下のとおり整理され、それぞれについての考え方の詳細と具体例が報告書案において示されている。

- ・「事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示」（事業者の表示）となるかについては、事業者が「表示内容の決定に関与した」とされる場合である。
- ・「一般消費者が当該事業者の当該表示であることを判別することが困難である」かどうかについては、一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭となっているかどうかを表示内容全体から判断することになる。

本検討会は12月27日にも行われており、企業においては本検討会ならびに消費者庁の動向を注視していく必要がある。特に今後整理される運用基準を参考に、自社商品・サービスの表示媒体および内容等の現状を把握するとともに、しかるべき表示の実現に向けた管理体制の構築が期待される。

以 上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）、サイバーリスク等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクコンサルティング本部 リスクマネジメント第三部

interrisk_csr@ms-ad-hd.com（危機管理・コンプライアンスグループ）

kankyo@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第一グループ）

sustainability2@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第二グループ）

interrisk_erm@ms-ad-hd.com（統合リスクマネジメントグループ）

CyberRisk_irric@ms-ad-hd.com（サイバーリスクグループ）

<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

＜危機管理・コンプライアンスグループ＞

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

＜サステナビリティ第一グループ＞

- ◆ 気候変動・TCFD対応水リスク
- ◆ 水リスク
- ◆ 自然資本（原材料調達、グリーンレジリエンス、TNFD対応）

＜サステナビリティ第二グループ＞

- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援SDGs支援

＜統合リスクマネジメントグループ＞

- ◆ ERM（全社リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

＜サイバーリスクグループ＞

- ◆ 情報セキュリティ、サイバーリスク

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2023